

◎日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 比較表
 ○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百二十六号）
 (ゴシック部分)は修正部分、傍線部分は改正部分

| 修正案 | 改正案 | 現行 |
|--|--|---|
| <p>(一般会計による債務の承継) 第二条 政府は、この法律の施行の時に いて、その時における事業団の第一号から第四 号までに掲げる長期借入金に係る債務及び 当該債務に係る利子（この法律の施行の日 (以下「施行日」という。)以前に発生して いる利子のうち施行日以後に支払われるこ ととされているものに限る。)に係る債務並 びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る 債務（施行日前に支払期が到来した利子に係 るものを除く。）を、一般会計において承継 する。</p> <p>一 附則第八条の規定による廃止前の日本 国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律 第九十号。以下「旧事業団法」という。） 第四十条第一項の規定による長期借入金 に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併 せて締結した金銭消費貸借契約において 当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債 権と相殺することが約されているものを 除く。）</p> <p>二 (略)</p> <p>三 附則第十一条の規定による改正前の日 本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八 十七号）第二十四条第二項の規定により日 本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団 の長期借入金に係る債務</p> <p>四六 (略)</p> | <p>(一般会計による債務の承継) 第二条 政府は、この法律の施行の時に いて、その時における事業団の第一号から第四 号までに掲げる長期借入金に係る債務及び 当該債務に係る利子（この法律の施行の日 (以下「施行日」という。)以前に発生して いる利子のうち施行日以後に支払われるこ ととされているものに限る。)に係る債務並 びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る 債務（施行日前に支払期が到来した利子に係 るものを除く。）を、一般会計において承継 する。</p> <p>一 附則第九条の規定による廃止前の日本 国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律 第九十号。以下「旧事業団法」という。） 第四十条第一項の規定による長期借入金 に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併 せて締結した金銭消費貸借契約において 当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債 権と相殺することが約されているものを 除く。）</p> <p>二 (略)</p> <p>三 附則第十二条の規定による改正前の日 本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八 十七号）第二十四条第二項の規定により日 本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団 の長期借入金に係る債務</p> <p>四六 (略)</p> | <p>(一般会計による債務の承継) 第二条 政府は、この法律の施行の時に いて、その時における事業団の第一号から第四 号までに掲げる長期借入金に係る債務及び 当該債務に係る利子（この法律の施行の日 (以下「施行日」という。)以前に発生して いる利子のうち施行日以後に支払われるこ ととされているものに限る。)に係る債務並 びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る 債務（施行日前に支払期が到来した利子に係 るものを除く。）を、一般会計において承継 する。</p> <p>一 附則第七条の規定による廃止前の日本 国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律 第九十号。以下「旧事業団法」という。） 第四十条第一項の規定による長期借入金 に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併 せて締結した金銭消費貸借契約において 当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債 権と相殺することが約されているものを 除く。）</p> <p>二 (略)</p> <p>三 附則第十条の規定による改正前の日本 国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八 十七号）第二十四条第二項の規定により日 本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の 長期借入金に係る債務</p> <p>四六 (略)</p> |

2 (略)

(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)

第七條 附則第十二條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。)の施行の日の前日までの間は附則第二條の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二條第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が、それぞれ負担する。

(特例業務勘定等)

第二十七條 機構は、第十三條第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2・3 (略)

4 機構は、機構法第十七條第一項及び第一項の規定にかかわらず、旧事業団法附則第九條第二項第一号に規定する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承

2 (略)

(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)

第七條 附則第十三條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。)の施行の日の前日までの間は附則第二條の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二條第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が、それぞれ負担する。

(特例業務勘定等)

第二十七條 機構は、第十三條第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2・3 (略)

4 機構は、機構法第十七條第一項及び第一項の規定にかかわらず、旧事業団法附則第九條第二項第一号に規定する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承

2 (略)

(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)

第七條 附則第十一條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。)の施行の日の前日までの間は附則第二條の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二條第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が、それぞれ負担する。

(特例業務勘定)

第二十七條 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

2・3 (略)

認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。附則第七条において同じ。）に繰り入れることができる。

附則

（機構の行う会社の**鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け等の業務**）

第五条 機構は、令和十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務及び前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（以下「会社」という。）の経営基盤の強化を図るため、次の業務を行うことができる。

一 会社に対し、老朽化した**鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）**

第二条第一項に規定する**鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。**以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な**鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。**

二 会社及び**鉄道施設等を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。**

認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。附則第八条において同じ。）に繰り入れることができる。

附則

（機構の行う**会社等への助成金の交付等の業務**）

第五条 機構は、令和十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務及び前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（以下「会社」という。）の経営基盤の強化を図るため、次の業務を行うことができる。

（新設）

一 会社及び**鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）**

第二条第一項に規定する**鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。**以下この号において同じ。）を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した**鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。**

附則
（機構の行う**旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務**）

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した**鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）**第二条第一項に規定する**鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。**以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な**鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。**

| | |
|--|---|
| <p>三 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等（施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）をいう。）の整備（これに関する調査を含む。）及び管理に必要な資金を出資すること。</p> <p>四 会社に対し、第十三条第二項若しくは第一号の規定による貸付金又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の附則第五条第一項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資すること。</p> <p>254 (略)</p> <p>5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項第一号から第三号までの業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。</p> <p>(削る)</p> | <p>二 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等（施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）をいう。）の整備（これに関する調査を含む。）及び管理に必要な資金を出資すること。</p> <p>三 会社に対し、第十三条第二項の規定による貸付金又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の附則第五条第一項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資すること。</p> <p>254 (略)</p> <p>5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項第一号及び第二号の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。</p> <p>(機構の行う利子補給金の支給の業務)</p> <p>第六条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営</p> |
| <p>254 (略)</p> <p>5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>254 (略)</p> <p>5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。</p> |
| <p>254 (略)</p> <p>5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。</p> | <p>254 (略)</p> <p>5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。</p> |

基盤の強化に必要な資金の貸付け（令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結した契約に基づくものに限る。）について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第六条第一項に規定する業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第六条第一項」とする。

（機構の行う会社の土地の取得等の業務）
第七條 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び第五條第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 令和十三年三月三十一日までの間、会社

（機構の行う会社の土地の取得等の業務）
第六條 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 令和十三年三月三十一日までの間、会社

（新設）

の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第二十二條の規定により承継されたものであつて、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

二 当分の間、前号の規定により取得した土地の処分を行うこと。

三 当分の間、前号の業務を効果的に推進するため同号の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

2 機構は、前項第一号の業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第十四條中「**とあるのは「と**という。」並びに**附則第六條第一項第二号及び第三号の業務**」と、「**資産処分業務**」とあるのは、「**資産処分業務並びに同項第二号及び第三号の業務**」と、第二十九條中「**場合**」とあるのは、「**場合及び附則第六條第五項の規定により読み替えて適用する場合**」と、通則法第三十條第二項第六号中「**供しようとするとき**」とあるのは「**供しようとするとき**（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号。以下「債務等処理法」という。）

の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第二十二條の規定により承継されたものであつて、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

二 当分の間、前号の規定により取得した土地の処分を行うこと。

三 当分の間、前号の業務を効果的に推進するため同号の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

2 機構は、前項第一号の業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第十四條中「**とあるのは「と**という。」並びに**附則第七條第一項第二号及び第三号の業務**」と、「**資産処分業務**」とあるのは、「**資産処分業務並びに同項第二号及び第三号の業務**」と、第二十九條中「**場合**」とあるのは、「**場合及び附則第七條第五項の規定により読み替えて適用する場合**」と、通則法第三十條第二項第六号中「**供しようとするとき**」とあるのは「**供しようとするとき**（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号。以下「債務等処理法」という。）

附則第六條第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。」と、通則法第四十八条ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき並びに債務等処理法**附則第六條第一項**の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」と、機構法第十條第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九條第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)**附則第六條第一項**に規定する業務」と、機構法第三十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び債務等処理法**附則第六條第一項**」とする。

(区分経理の特例)

第七條 機構は、機構法第十七條第一項の規定及び第二十七條第一項の規定にかかわらず、機構法第十三條第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交

附則第七條第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。」と、通則法第四十八条ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき並びに債務等処理法**附則第七條第一項**の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」と、機構法第十條第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九條第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)**附則第七條第一項**に規定する業務」と、機構法第三十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び債務等処理法**附則第七條第一項**」とする。

(区分経理の特例)

第八條 機構は、機構法第十七條第一項の規定及び第二十七條第一項の規定にかかわらず、機構法第十三條第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交

(区分経理の特例)

第六條 機構は、機構法第十七條第一項の規定及び第二十七條第一項の規定にかかわらず、機構法第十三條第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交

通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4・5 (略)

第八条～第十二条 (略)

通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4・5 (略)

第九条～第十三条 (略)

通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4・5 (略)

第七条～第十一条 (略)

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）

（ゴシック部分）は修正部分、傍線部分は改正部分

| | |
|------------|--|
| <p>修正案</p> | <p>附則 （会社法の特例） 第十五条 会社は、債務等処理法附則第五条第一項第三号及び第四号の規定による出資を受けるため株式を発行するときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）」とする。</p> |
| <p>改正案</p> | <p>附則 （会社法の特例） 第十五条 会社は、債務等処理法附則第五条第一項第二号及び第三号の規定による出資を受けるため株式を発行するときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）」とする。</p> |
| <p>現行</p> | <p>附則 （新設）</p> |

| 修正案 | 改正案 | 現行 |
|--|---|---|
| <p>附則 （業務の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項から第三項まで並びに附則第六条第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>三 債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと。</p> <p>四 令和十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項及び第六条第一項第一号に規定する業務を行うこと。</p> <p>3（略） 11（略）</p> | <p>附則 （業務の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項から第三項まで並びに附則第七条第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>三 債務等処理法附則第四条第一項第二号及び第六条第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>四 令和十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項及び第七条第一項第一号に規定する業務を行うこと。</p> <p>3（略） 11（略）</p> | <p>附則 （業務の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>三 債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと。</p> <p>四 令和三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>3（略） 11（略）</p> |